# 訪問介護事業所における同一建物減算(12%減算)の取り扱いについて

## 1 対象事業所

- 同一敷地内建物等に居住する者へサービス提供を行う訪問介護事業所
- ※全ての訪問介護事業所は、「別添2 同一建物減算(12%減算)における確認フローチャート」を記載し、事業所で5年間保存してください。
- 2 判定期間・減算対象期間(令和6年度分)

### (令和6年度の取扱い)

令和	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	令和7年度
6年度	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	4月~9月末
前期	判定期間						100-100-100	減算適用					
後期							判定期間					届出提出	減算適用

※「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)」より抜粋

#### 3 12%減算となる条件

事業所ごとに、判定期間に指定訪問介護(または予防給付型訪問サービス)を提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める提供割合が90%以上である場合。

# 4 計算方法

事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち

同一敷地内建物等に居住する利用者(利用実人員)・・・・・(※1) ×100 事業所における判定期間に指定訪問介護を

提供した利用者数(利用実人員)(要支援者は含めない)

- (※1)同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)に居住する者及び、同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。
- (※2) 訪問介護と予防給付型訪問サービス (総合事業) は、**別々に計算する必要がありま** すので、ご注意ください。
- (※3) 予防給付型訪問サービス(総合事業)を計算する場合は、「指定訪問介護」を「予

防給付型訪問サービス」に、「要支援者は含めない」を「要介護者を含めない」と 読み替えて計算を行ってください。また、生活支援型訪問サービスの利用者は除い てください。

## 5 提出書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する変更届出
- (2) 別紙1·別紙1 (総合事業)
- (3) 別紙6・別紙6 (総合事業)
- (4) 正当な理由がある場合は、当該理由を示す挙証資料
- (5) 別添2 同一建物減算(12%減算)における確認フローチャート
- ※提出書類様式については、北九州市ホームページの下記の場所に掲載しています。
  - ①北九州市ホームページトップページの右上にある「〇、サイト内検索」
  - ②「ページ番号検索」を選択し、半角数字で「000173711」を入力し検索
  - ③「訪問介護事業所における同一建物減算(12%減算)について」というページに 移行します。様式等はこちらにあります。
- 6 提出期限(令和6年度前期分)

令和6年10月15日(火曜日) 必着

### 7 正当な理由の範囲

- (1)特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合
- (2) 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
- (3) その他正当な理由と北九州市長が認めた場合
- 8 結果通知について

書類を提出された全ての事業所に対し、後日、結果通知を事業所宛に郵送いたします。

### 9 留意事項等

- (1)提出予定の事業所で、提出期限に間に合わない場合は、**提出期限より前に**必ず北 九州市介護保険課までご連絡ください。
- (2)全ての訪問介護事業所で、5年間保存する書類があります。保存する書類は、事業所によって異なります。必ず「別添2 同一建物減算(12%減算)における確認フローチャート」を確認して下さい。運営指導等で確認させていただく場合もあります。